

「都筑水再生センター再生可能エネルギー導入事業」契約結果

都筑水再生センター再生可能エネルギー導入事業について、公募型プロポーザル方式で、次のとおり受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

- | | |
|----------|------------------------|
| 1 件名 | 都筑水再生センター再生可能エネルギー導入事業 |
| 2 委託内容 | 再生可能エネルギーの供給 一式 |
| 3 契約の相手方 | テス・エンジニアリング株式会社 |
| 4 契約金額 | 3,342,065円 |
| 5 契約日 | 令和7年8月29日 |

6 評価結果

提案者	評価点数	順位
テス・エンジニアリング株式会社	913	1
A者	785	2
B者	717	3
C者	—	辞退

7 評価基準・評価委員会開催経過等

委員会開催日時及び開催場所	第1回 令和7年2月27日 15時00分から17時00分 さくら13会議室
評価委員の出席状況	評価委員会6人出席(定足数6/6)
議事内容	提案書の評価、受託候補者の特定
評価基準	別紙のとおり

8 問い合わせ先

下水道河川局下水道施設部設備課

電話:045-671-2851

都筑水再生センター再生可能エネルギー導入事業

提案書評価基準

1 評価項目及び配点等

評価項目	評価の視点	配点	項目別配点
技術提案に関する視点			
1 太陽光発電設備出力	太陽光パネルの出力(kW)が大きいか	20	120
2 システム提案の実現性	システム構成、設備設置容量や発電量等、システム提案の内容が明確で実現性があるか	20	
3 設備の設置方法	設備の設置方法は実現性があるか、また安全性が高く、既存施設への影響が小さいものになっているか	20	
4 既設設備との連系	自家発電設備の運転・停止時、施設側の事故発生・復帰時における太陽光発電設備の動作、高調波対策について、施設側に対し障害を生じない提案になっているか	15	
5 波及事故防止策	保護協調、VCB容量、及び逆潮流対策の検討がされており、事故防止の提案がされているか	15	
6 周辺環境への配慮	反射光等、周辺環境や住民への影響を検討し、建設期間中及び運営期間中に必要な対策が提案されているか	20	
7 環境啓発に資する提案	具体的で実現性をふまえた提案となっているか	10	
実施体制に関する視点			
8 工事遂行能力の確保	無理のない実施体制、スケジュール等となっているか	10	55
9 市内中小企業の活用	市内中小企業を活用する提案となっているか	5	
10 業務遂行能力の確保	無理のないメンテナンス計画、実施体制等となっているか	20	
11 事業実施中のリスクに対する対応	事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか	20	
企業としての取組の視点			
12 ワークライフバランス等に関する取組	下記の点について、該当数に応じて評価する <input type="checkbox"/> くるみん、トライくるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼし、よこはまグッドバランス企業認定を受けているか <input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画に係る任意届出又は任意認定を策定・届出があるか（従業員101人未満） <input type="checkbox"/> 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得しているか <input type="checkbox"/> 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している（従業員40.0人以上）、又は、障害者を1人以上雇用している（従業員40.0人未満） <input type="checkbox"/> 健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証を受けているか	5	5
その他の視点			
13 参考見積単価に対する技術提案内容の高度さ	温室効果ガス排出削減効果(t-CO ₂ /年)／参考見積単価(円/kWh)が大きいか	20	20
評価の合計（200点）			

2 評価方法

- (1) 各評価項目について、(2)～(4)を除き以下の6段階評価を行う。
 - 優れている
 - やや優れている
 - 普通
 - やや劣る
 - 劣る
 - 非常に劣るまたは提案無し（0点）
- (2) 「1 太陽光発電設備出力」及び「13 参考見積単価に対する技術提案内容の高度さ」の評価は、以下のとおりとする。
 - ～20点：本市想定以上かつ、20点×当該応募者の提案値÷提案された応募者の中の最大値（小数点第一位以下切り捨て）
 - ただし、「13 参考見積単価に対する技術提案内容の高度さ」の評価は以下の条件を加える。
 - －10点：やや劣る（本市想定未満）
 - －20点：劣る（本市想定未満）
- (3) 「9 市内中小企業の活用」の評価は、以下のとおりとする。
 - 5点：工事総額における市内中小企業への発注割合が75%以上
 - 3点：工事総額における市内中小企業への発注割合が50%以上75%未満
 - 1点：工事総額における市内中小企業への発注割合が20%以上50%未満
 - 0点：工事総額における市内中小企業への発注割合が20%未満
- (4) 「12 ワークライフバランス等に関する取組」の評価は、5つの着目点について該当した数を評価点とする。
- (5) 出席委員の評価点数の合計が60%未満の場合は失格とする。

3 第一順位の決定方法

- (1) 出席委員の評価点数の合計が最も高い提案を第一順位とする。
- (2) 評価点が同点の場合は「13 参考見積単価に対する技術提案内容の高度さ」の最も大きい者を第一順位とする。それでも決しない場合は委員長が第一順位を決定する。